

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市生きものを育む農法支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	生きものを育む農法を支援することで、地域産業の維持と生産品の付加価値を高め、農業経営の収益性向上と、多様な生物と共生する地域を実現するため、生きものを育む農法に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市農業再生協議会
補助対象経費	取組要件を満たす経営体が行う朱鷺と暮らす郷づくり認証制度で認証されたほ場で行う、江の設置、ふゆみずたんぼ、魚道等水路の設置を行う取り組み
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 佐渡市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	(定額) 江の設置:3,500円/10a以内 ふゆみずたんぼ:500円/10a以内 魚道等水路の設置:4,000円/1基 二項目加算:2,000円/10a
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 生き物を育む農法を推進するため少額でも支援する。
補助率等	江の設置:3,500円/10a以内 ふゆみずたんぼ:500円/10a以内 魚道等水路の設置:4,000円/1基 二項目加算:2,000円/10a
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	江の設置:510ha ふゆみずたんぼ:760ha 魚道の設置:145基 二項目加算:410ha ○目標に対する費用対効果(計算式) 取組み面積の拡大による付加価値の向上 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 生産振興係
事業担当 (電話番号)	0259-63-5117